

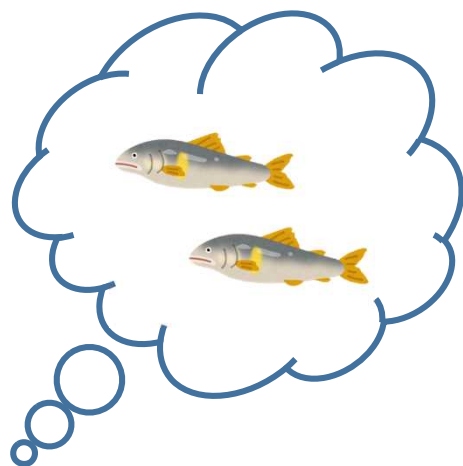
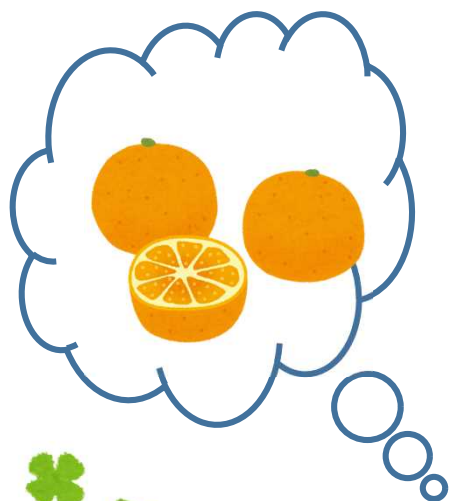
Hidakagawa

令和7年度版

補助事業パンフレット



日高川町



I N D E X

住まい

内容	ページ
若者新築住宅取得支援補助事業	1
家庭用LED照明設置補助金	1
【フラット35】地域連携型（住宅ローン金利優遇制度）	2
結婚新生活支援事業補助金	2
住宅用蓄電池システム等設置補助金	3
紀州材需要創出補助事業	3
家具転倒防止用金具取付事業	4
感震ブレーカー設置事業補助金	4
住宅耐震診断・改修補助事業	5
ブロック塀等耐震対策事業	5

生活環境

内容	ページ
生ごみ処理容器等設置補助事業	6
里山生活空間保全事業	6
浄化槽設置整備事業	7
合併浄化槽ブロワ更新補助事業	7
路線バス回数券購入費補助金	8
路線バス通学定期券購入費補助金	8
空き家解体事業補助金	9

福祉・健康

内容	ページ
住民票等の宅配サービス事業	10
高齢者等見守り装置貸与事業	10
町内温泉施設入浴料補助事業	11
福祉バス・タクシー券交付事業	11
がん患者アピアランスケア支援事業	12
带状疱疹予防接種費用助成事業	12

母子保健

内容	ページ
一般不妊治療費助成事業	13
生殖補助医療先進医療費助成事業	13
産後ケア事業	14
すくすく赤ちゃん紙おむつ費用助成事業	14
こうのとりの相談窓口	14
妊婦のための支援給付交付金事業	15
子育て支援チャイルドシート購入費助成事業	15
緊急風しんワクチン接種事業	16

農林業対策

内容	ページ
環境緑化木配布事業	16
農作物鳥獣害防止対策事業	17
農地保全対策支援事業	17
農地活用支援事業	18
地域農業環境保全・推進活動助成金	18

シルバー人材センター・社会福祉協議会

内容	ページ
シルバー人材センター	19
地域たすけあいサービス事業	19

商工業

内容	ページ
日高川町商工業全力応援事業補助金	
①起業応援補助金	20
②特産品等開発応援補助金	21



この補助事業パンフレットは、広く住民の皆様にご活用いただける事業や今年度新たに創設された補助事業などを抜粋したものです。

このパンフレットに掲載されてない特定の方のみが対象となる事業もございますので、その都度お問い合わせください。



若者新築住宅取得支援補助事業

問合せ：企画政策課 TEL 23-9511

○内容

町内に定住する目的で新築住宅を取得する若者に対して、その費用の一部を補助します。

○対象者

町内に新築住宅を取得し、定住する意思のある方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 住宅取得日において18歳以上39歳以下の方
(配偶者が18歳以上39歳以下の場合も対象とします。)
- (2) 中学生以下の者と同居し扶養する方

○対象経費

新築住宅の建築費用及び未使用の建売住宅の購入費用
(対象住宅は、玄関、台所、居室、浴室、風呂、トイレを
完備し、居住を目的とした延べ床面積が70㎡以上の住宅です。)



○補助金額

川辺地域	上限 130万円
中津・美山地域	上限 200万円

○申請書類

- ①申請書 ②税金等完納証明書（申請時、直近3年以上連続して町民の方は除く）
- ③登記事項証明書（土地と建物） ④住宅の平面図
- ⑤工事請負契約書または売買契約書
- ⑥住宅の写真（外観、玄関、台所、居室、浴室、風呂、トイレ）
- ⑦工事請負金額等を証する領収書など ⑧定住宣誓書



家庭用LED照明設置補助金

問合せ：総務課 TEL 22-1700

○内容

住宅の照明器具をLEDに交換または新たに設置する費用の一部を補助します。

○対象者・対象要件

町内在住で、町税等を滞納していない方
※過去にコスモエコパワー地域貢献プロジェクトの補助金を受けられた方は
今回補助対象外となります。
町内の戸建住宅（居住部分のみ）※アパート・借家・店舗等は対象外



○補助金額

10万円まで（補助率 1/2）※予算がなくなり次第終了

○提出書類

- | | |
|-----|--|
| 申請時 | ①交付申請書 ②居住部分の設置箇所図 ③設置前の現況写真 |
| | ④購入や設置に係る見積書（写し） |
| 完了時 | ①実績報告書 ②工事後の写真 ③請求書・領収書の写し |



【フラット35】地域連携型（住宅ローン金利優遇制度）

問合せ：企画政策課 TEL 23-9511

○内容

長期固定金利住宅ローンの【フラット35】を利用する場合に、住宅金融支援機構が提供する「【フラット35】地域連携型」制度を利用することができ、金利の引下げを受けることができます。

○対象者

前ページの若者新築住宅取得支援補助事業の交付要件に該当する見込みの方で、かつ、中学生以下の子と同居し扶養する方（補助金の申請予定日までに、出産予定の方も対象となります。）

○支援内容

長期固定金利住宅ローン【フラット35】の借入金利の引下げ

○その他

長期固定金利住宅ローン【フラット35】や取扱金融機関については、住宅金融支援機構または各金融機関へお問い合わせください。

住宅ローン【フラット35】



◇住宅金融支援機構

URL <https://www.jhf.go.jp/>

電話 0120-0860-35（お客様コールセンター）



結婚新生活支援事業補助金

問合せ：企画政策課 TEL 23-9511

○内容

日高川町内で新たに結婚生活を始めるご夫婦に、引越し費用や新居の家賃等を助成します。

○対象世帯

- ①令和7年1月1日～令和8年3月31日に婚姻
- ②夫婦共に日高川町に住所を有する世帯
- ③夫婦共に年齢が39歳以下の世帯
- ④世帯所得が500万円未満の世帯
- ⑤継続して5年以上本町に定住する見込みがある世帯



○対象経費

- ①引越し費
 - ・新居等への転居であって、自身や配偶者に係るものに要する経費
- ②住居費
 - ・住宅の購入に要した経費
 - ・賃貸住宅の場合は、家賃及び共益費（最大6ヶ月分）、敷金、礼金、仲介手数料

※住宅手当等が支給されている場合は、住宅手当分は対象となりません。

○補助金額

- ①夫婦共に29歳以下の場合 最大60万円
- ②夫婦共に39歳以下の場合 最大30万円



住宅用蓄電池システム等設置補助金

問合せ：企画政策課 TEL 23-9511

○内容

太陽光発電システムを同時に設置するまたは既に設置している方が、新たに住宅用蓄電池システムを購入し設置する場合、費用の一部を補助します。

○対象者

- ①町内に住所を有している方
- ②自らが居住するまたは居住しようとする町内の住宅に蓄電池システムを設置する方で、太陽光発電システムを同時に設置するか既に設置している方

○対象機器

住宅用太陽光発電システムと常時接続する蓄電容量が4kwh以上の設備で、国が行うZEH支援事業の対象製品として登録されているもの。

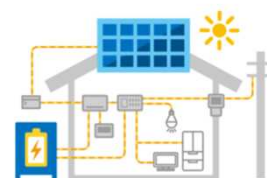


○補助金額

最大30万円

蓄電池システム・・・上限20万円（設置費用の3分の1以内）

太陽光発電システム・・・上限10万円（定格出力1kw当たり2万円）



○申請書類

- ①設置工事請負契約書の写し ②設置状況が確認できる写真等
- ③配置図 ④保証書の写し ⑤設置費用が確認できる領収書の写し
- ⑥電力会社との電力受給契約が確認できる書類の写し
- ⑦住民票の写し（世帯全員） ⑧税金等完納証明書（世帯内の納税義務者）

○申請期限

令和8年3月31日



紀州材需要創出補助事業

問合せ：林業振興課 TEL 23-9506

○内容

紀州材を使って、町内に家を新築・増改築・リフォームしようとする方に対して費用の一部を補助します。

○補助対象

和歌山県の「紀州材で建てる地域住宅支援事業」の対象とならなかったもの



○規格

構造材と併せて内外装材として、乾燥紀州材を使用していること

○補助金額

1棟あたり5万円～20万円まで

○提出書類

- 申請時 ①事業申込書
- 完了時 ①交付申請書 ②補助金請求書



家具転倒防止用金具取付事業

問合せ：総務課 TEL 22-1700

○内容

大規模地震時に家具（タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫、テレビなど）の転倒を防止するため、家具固定金具の取り付けを町が専門業者を派遣し、実施します。

○対象者

町内に住所を有し居住する方

○自己負担額

- ①避難行動要支援者を含む世帯・・・無料（3台まで）
（65歳以上、身体障害者手帳1～3級・療育手帳・精神障害者
保健福祉手帳の交付を受けている方）
- ②上記以外の世帯・・・1万円（町の委託業者へお支払い下さい）



○申請書類

- ①申請書
- ②避難行動要支援者に該当する場合は手帳等の写し



感震ブレーカー設置事業補助金

問合せ：総務課 TEL 22-1700

○内容

通電火災（地震が起きた瞬間に作動していた電気器具から出火したり、停電が復旧して発生する火災）を防止するための感震ブレーカーの設置に要する費用を補助します。

○対象者

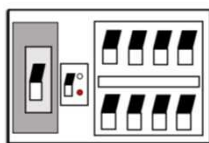
町内に住所を有し居住する方

○補助金額

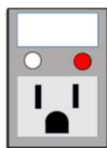
- ①避難行動要支援者を含む世帯・・・上限2万円（補助率10/10）
（65歳以上、身体障害者手帳1～3級・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
の交付を受けている方）
- ②上記以外の世帯・・・上限1万円（補助率1/2）

○申請書類

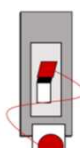
- ①申請書
- ②見積書
- ③（避難行動要支援者に該当する場合は）手帳等の写し



分電盤タイプ



コンセントタイプ



簡易タイプ





住宅耐震診断・改修補助事業

問合せ：総務課 TEL 22-1700

○内容

平成12年5月31日以前に着工された住宅の耐震診断、補強設計、改修工事にかかる費用の一部を補助します。
(耐震改修が必要な住宅の現地建替も対象です。)



○補助金額

事業種別	構造	補助率	上限額
耐震診断	木造	全額	48,000円 (自己負担なし)
	非木造	2/3	89,000円
補強設計	木造・非木造	2/3	132,000円
改修・建替	木造・非木造	$2/3 + \alpha$	1,159,600円
総合的实施	木造・非木造	$2/5 + \alpha$	1,500,000円

※総合的实施とは、補強設計と改修工事を一体的に実施することをいいます。



ブロック塀等耐震対策事業

問合せ：総務課 TEL 22-1700

○内容

ブロック塀等の倒壊による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的として、ブロック塀の撤去・改善にかかる費用の一部を補助します。

○対象となるブロック塀

道路に面したコンクリートブロック造り、レンガ造り、石造り等の塀
(道路面から高さ0.6m以上で延長2m以上のもの)

○補助金額

- 【撤去】 撤去費の9割または10,000円/㎡を比較して少ない額
 【改善】 改善費用の実費または15,000円/mを比較して少ない額の1/2
 (それぞれ上限額：10万円、最大20万円の補助)



○申請期間

令和8年2月末日までに工事が完了すること



生ごみ処理容器等設置補助事業

問合せ：住民課 TEL 22-1701

○内容

生ごみ処理容器または電気式生ごみ処理機の購入費用の一部を補助します。
(1世帯につき1台)

○対象者

町内に住所を有する方
生ごみ処理容器等の設置及び維持管理が出来る方

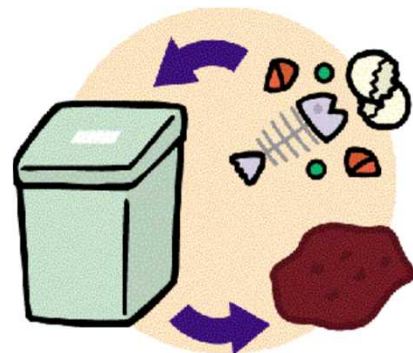
○補助金額

3万円まで（補助率 購入価格の1/2）

○提出書類

申請時 ①補助金交付申請書 ②見積書の写し
③購入予定の生ごみ処理容器等がわかるもの（カタログ等）

完了時 ①実績報告書 ②誓約書 ③設置写真 ④領収書の写し
※以前に補助を受けられたことのある方は、お問い合わせください。



里山生活空間保全事業

問合せ：林業振興課 TEL 23-9506

○内容

被害を及ぼす恐れがある立木から建屋等を守るため、建物等に隣接する立木の伐採を行う方に対して費用の一部を補助します。

○申請者

立木の所有者または立木の所有者の承諾を得た建屋等の入居者

○補助金額

要した費用の1/2以内（上限額：50万円）

○提出書類

申請時 ①補助金交付申請書 ②見積書 ③実施前の写真
④位置図 ⑤伐採承諾書（申請者と所有者が異なる場合）
⑥町税等納入状況調査承諾書
⑦伐採等の業務に関わる安全衛生特別教育等修了証の写し
（町長が必要と認める場合）
⑧その他町長が必要と認める書類

完了時 ①実績報告書 ②工事明細書
③工事写真 ④領収書の写し
⑤補助金請求書



浄化槽設置整備事業

問合せ：上下水道課 TEL 22-4814

○内容

合併浄化槽の設置費用及び単独浄化槽から合併浄化槽へ転換した場合の撤去または再利用に要する費用の一部を補助します。

○対象者

町内に居住または設置後速やかに居住される方

○採択基準

町内全域（集落排水事業実施区域は除く。）

専用住宅（店舗併用住宅を含む。）

飲食店及び民宿（単独浄化槽からの転換に限る。）

○補助金（上限額）

・合併浄化槽設置補助

5人槽 518,000円 7人槽 639,000円 10人槽以上 872,000円

・単独浄化槽補助

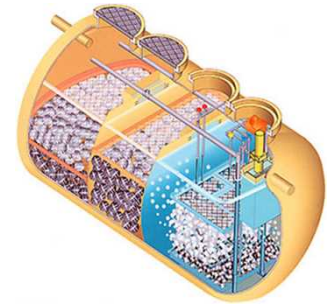
撤去補助 120,000円 再利用補助 90,000円

○提出書類

申請時 ①設置申請書 ②交付申請書 ③事業計画書 ④設置届出書
 ⑤見積書 ⑥確約書

○受付期間

令和7年10月31日まで



合併浄化槽ブロワ更新補助事業

問合せ：上下水道課 TEL 22-4814

○内容

町内の合併処理浄化槽のブロワの更新にかかる費用に対して補助金を交付します。

○補助対象

設置後5年を経過した更新を要する合併処理浄化槽ブロワ

○補助金額

上限額 2万円（対象経費の1/2）

○提出書類

①交付申請書 ②清掃の記録の写し ③保守点検記録の写し
④法定水質検査結果書の写し
⑤業者が発行した交換を要する内容を明示した書類の写し及び見積書
または領収書の写し ⑥実績報告書 ⑦交付請求書



路線バス回数券購入費補助金

問合せ：企画政策課 Tel 22-2041

○内容

川原河から御坊市内へ通じる「熊野御坊南海バス日高川線」で利用できる「ふれあい回数乗車券」の購入費用を助成します。

○対象者

町内に住所を有している方

○補助額

購入金額の50%

※回数乗車券は1冊2,000円（2,200円分）

※1人 10冊までを上限に補助します。



○申請・購入方法

①役場または各支所地域振興課で、本人確認書類を添えて申請し、「割引券」を受け取る。

②受け取った「割引券」を回数券取扱窓口に提出し、割引後の価格で「回数乗車券」を購入する。

👉 1冊2,200円分の回数乗車券が、1,000円で購入できます！

【回数券取扱窓口】 ① 熊野御坊南海バス（御坊市藺37 ☎22-1020）
② 「熊野御坊南海バス 日高川線」のバス車内
（停車時に乗務員にお問い合わせください）

路線バス通学定期券購入費補助金

問合せ：企画政策課 Tel 22-2041

○内容

川原河から御坊市内へ通じる「熊野御坊南海バス日高川線」で使用する通学定期券の購入費用を助成します。

○対象者

町内在住の高校生等またはその保護者で、高等学校等に通学するために通学定期券を購入する方

○補助対象

居住地の最寄りのバス停から高校等までの通学に要する路線バスの定期券（1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年）の購入費

○補助金額

通学定期券運賃を購入月数で割った1ヵ月あたりの運賃から5,000円を差し引いた金額に、購入月数をかけた金額

👉 通学距離に関係なく1ヵ月あたりの定期券を5,000円で購入できます！

○申請方法

熊野御坊南海バスで通学定期券を購入するときに、補助金交付申請書兼委任状に記入し、在学を証明する書類を添えて提出することで、補助金額を差し引いた金額で通学定期券を購入できます。

空き家解体事業補助金

問合せ：総務課 TEL 22-1700

○内容

町内の空き家の解体撤去工事にかかる費用を補助します。

○補助対象

以下に該当する空き家

- ①町内にある個人所有の住居で、1年以上使用されていないもの
- ②空家の判定認定を受けた建物
- ③解体撤去事業者は、解体工事業の建設業許可を有する町内業者であること
- ④公的補償費の対象家屋等は対象外とし、かつ関連または重複する補助がないこと



○申請者

所有者若しくは法定相続人であり、町税及び使用料等を滞納していないこと

○補助金額

判定基準に基づく評点	補助率	上限額
100点以上	4/5	80万円
100点未満	2/5	40万円



判定基準に基づく評点とは・・・建物の老朽度によって判定される点数です。
老朽化が進んでいるほど点数が高くなります。

○提出書類

認定申請

- ①空家認定申請書
- ②位置図
- ③建物の写真
- ④所有者または法定相続人であることを証明するもの
(登記事項証明書または固定資産税評価証明書、戸籍謄本等)
<代理人等に委任する場合>
- ⑤委任状・誓約書

○申請期間

随時受付中（ただし、令和8年2月末までに工事が完了すること）



日高川町防災・行政情報アプリ

町からのお知らせや防災情報がスマートフォンに届きます！
屋外放送の内容もアプリで通知されるので聞き逃しがありません。また、暮らしに役立つ情報や電子申請など便利にお使いいただけます。
ぜひご利用下さい。

今すぐダウンロード！

Apple製品の場合



App Store
からダウンロード



Androidの場合



Google Play
で手に入れよう



住民票等の宅配サービス事業

問合せ：住民課 Tel 22-1701

○内容

外出することが困難な状況にある方などの申し出により、住民票、戸籍、印鑑証明、所得証明を宅配します。

○対象者

町内に住所を有し、外出が困難な状況にある方

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ② ひとり暮らしで短期の怪我、病気等の方
- ③ 世帯員全員が70歳以上の方
- ④ 要介護4、5認定者及びその方の介護を行っている同一世帯員

○対象となる証明書

- ① 住民票の写し
- ② 戸籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、除籍謄抄本及び戸籍（除籍）に記載した事項に関する証明書
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 所得証明書
- ⑤ 戸籍（改製原、除籍）附票

○申し込み方法

- ① 電話等により役場へ連絡（開庁日の午前8時30分～午後5時15分）
- ② 役場において、対象者であることを確認します。
- ③ 申請者宅へ宅配（翌開庁日の午前9時～午後3時）
- ④ 申請書を記入の上、手数料と引き替えで証明書の交付



高齢者等見守り装置貸与事業

問合せ：保健福祉課 Tel 22-9041

○内容

遠くで暮らす家族や親族に安否情報を届けることができ、緊急時には装置のボタンを押すことでコールセンターに通報できるシステムです。平常時には、人感センサーで人の動きを感知することができ、コールセンターで常時安否が確認されます。

○対象者

- ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ② ひとり暮らしの重度身体障がい者等
- ③ 重度身体障がい者等と同居している65歳以上の高齢者のみの世帯

○利用料金

1ヶ月 1,000円（税別）

○貸与機器

人感センサー・ボタン通報器・宅内受信機

- ▶ お住まいの地域により、貸与機器等の管理業者が異なります。

※申請に際しては、事前に保健福祉課へお問い合わせください。



町内温泉施設入浴料補助事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

○内容

高齢の方などが住み慣れた地域で充実した生活が送れるよう、心身のリフレッシュにつながる支援として、町内にある温泉施設の利用に対し入浴料を補助します。

○対象者

町内に住所を有する在宅の方で、次のいずれかに該当する方

- ①70歳以上の方（今年度中に70歳に達する方を含む。）
- ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

○対象施設

- ①美山の湯
- ②中津温泉 あやめの湯 鳴滝
- ③かわべ温泉 きさくの湯

○利用方法

対象施設の受付で対象者であることが証明できるものを提示してください。



入湯税（150円）が自己負担となります。



福祉バス・タクシー券交付事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

○内容

高齢の方や障がいのある方の外出を促進し、福祉の向上を図ることを目的に福祉バス・タクシー券を交付します。

○対象者

町内に住所を有する在宅の方で、次のいずれかに該当する方

- ①手帳の交付を受けている方
 - ・身体障害者手帳（1級または2級）
 - ・療育手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
- ②満65歳以上で、運転免許証を自主返納し運転経歴証明書の交付を受けている方
- ③満65歳以上で、自動車運転免許証（二輪を除く）を取得していない方



○助成額

1枚500円 × 年間30枚（15,000円分）

○申請方法

交付を希望する方は、手帳または運転経歴証明書（上記③に該当する方以外）をご持参の上、申請してください。

申請書を受付し、審査の上、認定した方に福祉バス・タクシー券を郵送でお届けします。

券には有効期限がありますので、毎年申請していただく必要があります。



がん患者アピアランスケア支援事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

○内容

がんの治療に伴う負担を軽減、療養生活の質の向上を図るために補整具（ウィッグおよび乳房補整具）の購入費用の一部を補助します。

○対象者

- ◎がん治療を受け、副作用として脱毛が認められる方、または乳房切除術を受けた方
- ◎補整具の購入日及び申請日に町内に住民登録がある方

○対象となる補整具と補助内容

補整具	補助率	上限額
ウィッグ	1/2	2万円
乳房補整具	1/2	1万円
人工乳房・人工乳頭	1/2	2万円



○申請方法

下記の書類をご持参ください。

- ①治療内容等を証明する書類
- ②補整具の領収書の写し
- ③振込口座の通帳

○その他

補整具を購入した年の翌年年度までに申請してください。
令和6年4月1日以降に購入した補整具が対象となります。



带状疱疹予防接種費用助成事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

○内容

带状疱疹の予防接種をされた方に対し、接種費用の一部を助成します。

○対象者

接種日時点で日高川町に住民登録がある50歳以上の方で、
令和7年4月以降に対象のワクチンを接種された方

○助成額

ワクチン名	接種回数	助成額
水痘ワクチン「ビケン」 ※带状疱疹予防効果あり	1回	4,000円
带状疱疹ワクチン「シングリックス」	2回 ※1回接種後、2ヶ月空けて接種	1万円×2回



○申請方法

- ①医療機関が発行した領収書（ワクチンの種類の記載が必要）
- ②振込先口座がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）

○その他

予防接種を受けた年度の3月31日までに申請してください。
※令和7年度より、65歳以上の方は定期接種になりました。
令和11年度までの5年間は、5歳刻みで定期接種の対象となります。



一般不妊治療費助成事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

○対象者

- ① 申請日において、夫または妻が町内に住所を有する方
(転入された方で、県内に継続して1年以上住民登録がある方)
- ② 法律上婚姻している、または事実婚関係にある方

○治療対象

- ① 医療保険適用となる不妊治療
- ② 医療保険適用外の不妊治療のうち、
体外受精、顕微鏡受精を除く治療
- ③ 不育症に対する治療及び検査

○助成額

1回につき10万円を限度に、連続する2年間助成します。
※この助成事業を受けて出産した後も、再度助成を受ける
ことができます。



生殖補助医療先進医療費助成事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041
御坊保健所 TEL 22-3481

○対象者

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係のある方で、町内に住所を有する方
- ② 生殖補助医療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがない、または極めて少ない
と医師に診断された方
- ③ 助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であり、和歌山県生殖補助
医療先進医療費助成の交付決定を受けていること。

○助成額

保険適用外医療費の7割
※上限額：治療1回あたり最大20万円（県10万円、町10万円）

○申請書類

- ① 申請書

○助成回数 & 申請窓口

初回申請時の妻の 治療開始年齢	助成回数	県助成 の有無	町助成 の有無	申請窓口
40歳未満	43歳になるまで6回	○	○	御坊保健所
40歳以上43歳未満	43歳になるまで3回	○	○	御坊保健所



産後ケア事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

○内容

産後のお母さんの心身のケアや育児のサポートをするため、指定の助産所で宿泊またはデイサービス及びアウトリーチが利用でき、出産後のお母さんのからだのケアや育児・授乳の相談を受けられます。

○対象者

町内に住所を有する方で、体調や育児に不安や悩みのある、産後12ヶ月までのお母さんと赤ちゃん

○利用回数

宿泊型：7日まで

デイサービス型及びアウトリーチ型：合計14回まで（1回は3時間未満）

○申請方法

母子健康手帳を保健福祉課または中津支所・美山支所へお持ちください。



すくすく赤ちゃん紙おむつ費用助成事業

問合せ：住民課 TEL 22-1701

○内容

乳児の紙おむつ購入にかかる費用を助成します。

○対象者

町内に住所を有する方で、満1歳未満の乳児の保護者

○助成額

申請した月の翌月から満1歳になる月まで（月額 3,000円）

○申請書類等

- ① 申請書 ② 振込先口座の通帳



こうのとりの相談窓口

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

県では、不妊に悩んでいる方々に情報提供や医学的な相談・悩みの相談窓口を開設しています。

- ・専門医による面接相談(要予約)
- ・保健師等による電話相談 月～金、9時～17時45分
(担当者不在時は折り返し連絡します。)
- ・保健師等によるメール相談 e0412004@pref.wakayama.lg.jp



開設場所	お問い合わせ先
岩出保健所 保健課	0736-61-0049(直通) 岩出市高塚209
湯浅保健所 保健課	0737-64-1294(直通) 湯浅町湯浅2355-1
田辺保健所 保健課	0739-26-7952(直通) 田辺市朝日ヶ丘23-1



妊婦のための支援給付交付金事業

問合せ：保健福祉課 Tel 22-9041

○内容

妊娠期から安心して、出産・子育てができるように相談や必要に応じて情報提供などを行い、経済的支援を行う事業です。

○対象者

町内に住所を有する妊婦

○給付金

妊娠届出時 5万円

出産後 5万円×子どもの数 $\left[\begin{array}{l} \text{※出産予定日の8週間前の日} \\ \text{以降の流産・死産を含みます} \end{array} \right]$

○申請の流れ

妊娠届時 妊婦給付認定申請書（アンケート）
保健師との面接

出産後 胎児数の届出書申請書



子育て支援チャイルドシート購入費助成事業

問合せ：保健福祉課 Tel 22-9041

○内容

子育て支援の一環として、チャイルドシートの購入費用を助成します。

○対象者

町内に住所を有する方で、乳児（1歳未満）を養育する保護者

○補助の対象となるチャイルドシート

国土交通省の定める安全基準に適合するもの

○補助金額

1万円まで

○申請書類等

①領収書 ②品質保証書等 ③振込先口座の通帳

○注意事項

※個人売買や譲渡により取得したものは対象外です。



緊急風しんワクチン接種事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

○内容

妊婦とその子どもを風しんから守るため、子育て支援として風しんワクチンの接種を行います。

○対象者

- ①妊娠を予定または希望されている19歳以上50歳未満の女性
- ②妊娠されている女性の配偶者

○費用

無 料

○申請方法

接種を希望される方は、窓口にて申請してください。

※妊娠している女性の配偶者が申請する場合は、母子手帳が必要です。

○注意事項

- ①妊娠中の方は、予防接種を受けることができません。
- ②女性の方は、接種後2ヶ月間は妊娠を避けてください。
- ③過去に風しんの予防接種を受けた方は、対象外となります。



農林業対策

環境緑化木配布事業

問合せ：林業振興課 TEL 23-9506

○内容

地域の公園や公民館等の公共施設及びその周辺に植樹する場合、緑化木を無料で配布します。

○申請者

町内の区等

○提出書類

- | | |
|-----|-----------|
| 申請時 | ①配布申請書 |
| | ②植栽予定位置図 |
| | ③植栽予定地の写真 |
| 完了時 | ①完了報告書 |



農作物鳥獣害防止対策事業

問合せ：農業振興課 TEL 22-2048

侵入防止資材の購入

○内容 農作物の鳥獣害を防止するためのネットやフェンスなどの資材の購入費用の一部を補助します。

○補助対象者 町内に住所を有する農業者

○補助金額 購入費の1/2以内
・購入費が1万円～20万円以内
・家庭菜園は対象外

○提出書類
申請時 ①補助金交付申請書

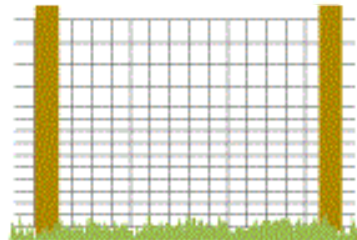
②事業計画書

③見積書

完了時 ①事業実績報告書

②領収書

③完成写真



農地保全対策支援事業

問合せ：農業振興課 TEL 22-2048

○内容 農地保全のための農業用機械購入費用の一部を補助します。

○補助対象者 町内で経営農地10アール以上を耕作している町内に住所を有する農業者
(認定農業者は除く。)

○補助金額 購入費の1/3以内
・補助対象となる購入費 10万円以上
(補助金の上限額：30万円)

○提出書類
申請時 ①補助金交付申請書 ②事業計画書
③確約書 ④見積書 ⑤機械カタログ
完了時 ①事業実績報告書 ②領収書
③購入した機械の写真
(乗用の場合はナンバーが確認できること)



農地活用支援事業

問合せ：農業振興課 TEL 22-2048

○内容

農業委員会において利用権を設定された農地に対して補助します。

○対象者

令和5年4月1日～令和7年12月末時点で、累計総面積10アール以上の利用権を設定された農地を耕作している方（借り手）

○補助金額

対象農地に対し、10アールあたり5,000円を補助

○申請書類等

①補助金交付申請書兼実績報告書

②補助対象農地一覧表

※対象の方には、令和7年1月中に案内を送付します。



地域農業環境保全・推進活動助成金

問合せ：農業振興課 TEL 22-2048

○内容

集落が実施する耕作放棄地等の伐採活動、農地と里山境界区分活動及び地域環境保全に関する講習会等に対して助成します。

○補助対象者

集落（区及び地域農振）

○補助金額

対象事業費の2/3以内（1集落当たりの助成金の上限は、20万円）

- ・農用地環境保全活動（耕作放棄地等の伐採活動、農地と里山境界区分活動）
- ・推進活動（地域農業の活性化を目的として集落が主催する講習会・研修会等）

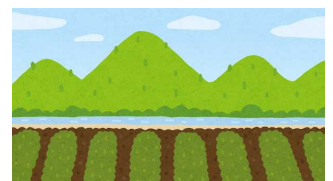
○提出書類

【申請時】 ①補助金交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書

【完了時】 ①事業実績報告書 ②事業実績書 ③収支決算書
④領収書 ⑤活動状況がわかる写真

○注意事項

1. 日本型直接支払制度（中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度）による活動については、本事業の取り組み内容と重複しないこと。
2. 食料費については、活動上必要とされる、お茶等の飲料については補助対象経費とするが、弁当、懇親会費用やアルコール飲料については、補助対象外とする。
3. 地域構成員に係る人件費は、補助対象外とする。



シルバー人材センター、社会福祉協議会

シルバー人材センターをご利用ください。

問合せ：シルバー人材センター Tel 24-9012

シルバー人材センターは、町内はもとよりふるさとから遠く離れている皆様方からも多くのお問い合わせや仕事のご依頼をいただいています。

依頼があれば、現場を見て打ち合わせをし、速やかに、丁寧に作業します。

臨時的・短期的・軽易なお仕事がありましたらご依頼をお待ちしています。

【依頼内容の例】

- ・草刈り、草引き、農作業、休耕田の管理、建物の周辺掃除など
- ・障子・ふすま・網戸張り、包丁研ぎ、簡単な大工仕事、植木の剪定（雑木など）
- ・掃除、お墓掃除など

～会員募集中～

あなたの豊かな知識と経験を社会のために、誰かのために活用してみませんか。



地域たすけあいサービス事業

○内容

高齢の方や障がいのある方に対し、部屋の掃除や庭の草引き等をお手伝いします。

- ①屋内の掃除 ②ガラス拭き ③庭の手入れ ④生活必需品の買い物
- ⑤粗大ゴミの運搬 ⑥電球交換 ⑦その他

○対象者

町内にお住まいの方で、町内に子供や親戚等がおられない場合や、おられる場合でも援助を求めることが困難な世帯であり、下記に該当する方

- ①夫婦いずれかが65歳以上の世帯
- ②65歳以上のひとり暮らし世帯
- ③障がい者を含む世帯
- ④上記以外に社会福祉協議会長が認めた世帯

○利用料

500円～（30分毎）

※機械を使用した草刈りなどは、30分750円となります。

また、ご自宅までの交通費等が別途必要です。

【お問い合わせ】

日高川町社会福祉協議会

川辺事務所 Tel 22-5424

中津事務所 Tel 54-1007

美山事務所 Tel 23-9508



日高川町商工業全力応援事業補助金

問合せ：企画政策課 TEL 22-2041

①起業応援補助金

○内容

町内で起業される方等に店舗等の借り入れや改修、購入、設備費などの費用の一部を補助します。

○補助対象者

日高川町内で起業する新規創業者で、次の要件を全て備えている者

- ・町税等の滞納がない者
- ・町内に事業所等（仮設または臨時の店舗その他その設置が恒常的でないものを除く）を設置しようとしている者
- ・特定創業支援等事業の受講証明書の発行を受けた者
- ・日高川町商工会が適切な事業計画を有していると認めた者
- ・交付決定後、交付決定年度内に創業する者
- ・創業後3年以上、日高川町内で事業を継続する事が見込まれる者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

上記要件に加え、いずれかに該当する者

- ・個人事業者の場合、申請時点において住民登録を有する者
- ・法人の場合、本店所在地を本町とした法人の設立を行い、その代表者が申請時点において住民登録を有する者

※創業とは、「事業を営んでいない個人が、日高川町内で事業を開始する開業届を税務署に提出すること」、法人については「日高川町内に本店所在地をおく法人を設立すること」とする。

○補助対象事業

次の業種以外の業種で創業すること

農業、林業（ただし、製炭業は除く）、漁業、金融・保険業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による許可・届出を要する事業、宗教活動を目的とした事業、政治活動を目的とした事業

○補助対象経費

- ・店舗等借入費（駐車場、敷金、礼金、保証金、管理費、共益費などを除く）
- ・店舗等購入費（土地代を除く）
- ・店舗等改修費
- ・設備費（パソコン、プリンター、車両など汎用性が高いものを除く）
- ・広報費
- ・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費（登録免許税、定款認証料、収入印紙代等は除く）

※国、県、他の団体の補助金の交付を受けている経費については対象外

○補助金額

補助対象経費の1/2（上限500千円）

日高川町商工業全力応援事業補助金

問合せ：企画政策課 TEL 22-2041

②特産品等開発応援補助金

○内容

日高川町内で生産及び収穫される農畜林水産物を用いたお土産品や特産品を新たに開発したり、パッケージデザインを変更するなど、既存の加工商品に改良を加え販路開拓を目指す事業に対し、費用の一部を補助します。

○補助対象者

個人事業者の場合、日高川町内に住所及び主たる事業所を有する者
法人の場合、町内に登記された本店を有する者で、下記のいずれかに該当する中小企業者等

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
- (3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農事組合法人

○補助対象事業

つぎのいずれかに該当する事業であり、かつ(1)～(3)を全て満たすもの

- ・ 日高川町内で生産及び収穫される農畜林水産物を用いた加工品及び工芸品で、日高川町の魅力を効果的に情報発信できる新しいお土産品を開発する事業であること
 - ・ パッケージデザインの変更など、既存の加工商品に改良を加え販路開拓を目指す事業であること
- (1) 販売が見込まれること
 - (2) 将来にわたって町の特産品として定着が期待されること
 - (3) 町の産品を活用した事業であること

○補助対象経費

- ・ 商品の開発費
- ・ 設備費
- ・ 試作品や品質改善等のための品質検査及び栄養成分分析費用
- ・ 各種許認可の申請及び商標の出願等に係る費用
- ・ 商品やパッケージ、ラベル等の改良についてコンサルティングを受けた場合に係る費用
- ・ 商品パッケージ等のデザインに係る費用
- ・ 専門的知識を有する専門家の指導・相談を受けた際に支払う謝金
- ・ 広告宣伝費用

※国、県、他の団体の補助金の交付を受けている経費については対象外

※同一年度内における申請は1団体当たり1事業まで

○補助金額

補助対象経費の1/2（上限500千円）



